

愛知県農協健康保険組合並びに愛知県農協健康保険組合
加入事業所が共同で実施する健康診査事業の公表について

令和2年11月1日制定
愛知県農協健康保険組合 理事長

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。愛知県農協健康保険組合（以下、「組合」という。）では、健康診査事業について、愛知県農協健康保険組合加入事業所と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名について、次のように公表いたします。

1. 愛知県農協健康保険組合加入事業所との健康診査事業の共同実施について

組合では、被保険者の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、愛知県農協健康保険組合加入事業所とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

2. 共同利用する健診データ項目について

- (1) 一般コース：診察等（問診、喫煙歴及び服薬歴、身体計測、腹囲、視力、血圧、自覚症状及び他覚症状の有無、耳鼻咽喉科学的検査）、尿検体検査、血液学的検査、生化学的検査、心電図検査、胸部X線検査、他
- (2) プラス胃がんコース：診察等（問診、喫煙歴及び服薬歴、身体計測、腹囲、視力、血圧、自覚症状及び他覚症状の有無、耳鼻咽喉科学的検査）、尿検体検査、血液学的検査、生化学的検査、心電図検査、胸部X線検査、上部消化管X線検査、他
- (3) 大腸がん検診：便潜血反応検査（2日法）
- (4) 前立腺がん検診：前立腺がん検査

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- ・愛知県農協健康保険組合 保健部担当者、保健師、顧問医
- ・愛知県農協健康保険組合加入事業所 健康保険保険委員・事務担当者

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- ・愛知県農協健康保険組合加入事業所においては、労働安全衛生法の目的に沿って、

職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

- ・組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、愛知県農協健康保険組合加入事業所とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、組合のコンピュータにデータ保存し、対象者を抽出して組合保健師による保健指導を実施します。また、健診データを分析し、健康教育・コラボヘルスに活用します。

5. 健診データの管理責任者名について

- ・愛知県農協健康保険組合 常務理事
- ・愛知県農協健康保険組合加入事業所 事業主